

NIAD「大学機関別認証評価シンポジウム」パネルディスカッション
(於、一ツ橋ホール、2004・4・13)

京都橘女子大学 大南正瑛

I. 実施大綱における「評価の目的」に掲げられている3点は基本的に賛成できる。機構による「大学評価基準」は、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものを取り上げており、しかも“大学等の教育研究水準の向上に資する”ことを目的に行われるとしていることは適切である。ただし“機構が定める大学評価基準”の定め方と今後の改訂のあり方に改善の余地がある。

独立行政法人である当機構が人選したメンバーによって審議される評価システムと、大学基準協会のように任意加盟の会員大学代表者で互選されたメンバーによって審議される評価システムの性格上の違いが、今後の認証評価の運営や結果にじわりと影響してくるのではないだろうか。大学基準協会の場合は会員制であるがゆえに、会員校の総意を反映したものでなければならぬので、各種委員会等の委員については、国公立と私立はほぼ同数を原則とし、会員代表者の互選によっている。

昨年4月に採択された「高等教育の質保証機関国際ネットワーク(INQAA HE)」の第三者評価機関に対する「公正な業務の原則(Principle of Good Practice)」では、高等教育の質を判断する利害者との協議で開発された基準のみを適用することが謳われており、広く大学コミュニティや社会有識者の協議に基づいて評価基準がつけられることの重要性を指摘している。

II. 当機構による評価の基本的な方針ならびに評価の実施体制・方法等については、「大学評価基準」を含めて、よく検討されたもので概ね賛同できる。例えば、基準9の「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の「基本的な観点」はよく工夫されていると思う。ただし問題点を指摘すれば以下の点が挙げられよう。

(1) 基準3「教員及び教育支援者」の趣旨と基本的な観点の一部が、国公立大学の現実の教育的条件を考慮したものとなっているか更なる検討が必要である。

その「趣旨」において“質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められる”とあり、基本的な観点において“教育課程を遂行するに必要な教員の確保”、“必要な専任教員の確保”が述べられ

ている。その基本的な方向性は妥当なものであるが、国立大学と私立大学がめざす教育目標そのものが画一的でない以上、“必要”とする教員数は仮に「大学設置基準」を指すものであるとしても、国立と私立間で教員1人当りの学生数(STR)に大きな格差のある日本の高等教育事情を十分に配慮する必要があると思われる。同じことはTAなどの教育支援者についても指摘できることである。

次いで、“教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備されて、機能しているか”の基本的な観点についてである。ここでいう“教員”を個々の教員レベルに及ぶものであるよりは、むしろ組織的なFD活動や学生による授業評価等をベースにした教員集団として捉え、「事前チェック」としての文部科学省の大学設置認可や設置届出において書類上、個々の教員の教育研究評価の提出が義務付けられていることとは一定の距離を保つべきであろう。個々の教員の教育・研究評価については、自己申告など教員集団の自己点検・評価を基本として、その成熟化を図る必要があるように思われる。

大学基準協会の主要点検・評価項目では、組織的な教員集団の活動を念頭に置いて、“教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性”(B群)、“教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況”(C群)などの評価項目を設けている。

(2) 基準5「教育内容及び方法」において“教育課程の水準”が謳われているが、教育プログラムの水準の判断根拠が明らかでない。

水準とは、通常、価値などに関する一定の標準を指すが、それが多くの大学の平均的なものなのか、国公私学が夫々歴史的に形成してきた一定の価値標準を指すのかは明らかでない。

英国やユーロップで行われている質保証の「ベンチマーク・スタンダード」(8分野)といわれる方法では、学習成果を明示・公表されている一般的な指針に基づいて、各大学が自己点検・評価を行い、互いの教育内容を評価できるようにしている。それは、教育課程の多様性・柔軟性を推奨するもので、決して詳細な教育課程の標準化ではない。工学を例とれば、数学、情報、設計、経営、工学実践に関する知識・理解力・スキル等の基準について、「スレッシュホールド」、「グッド」、「エクセレント」の3段階の達成度評価を行っている。

大学基準協会では、「大学基準」の下に「学士課程基準」と「修士・博士課程基準」を整備すると共に、理念・目的等の達成度に関するものに「A」「B」「C」の3段階の評価を行い、各主要点検・評価項目に対する水準について、「1」「2」「3」「4」「5」の5段階の評価を行っている。そして、大学全体の総合評価における適格認定の可否を行っている。その「可」「否」について、同一大学に対する評価が分科会(大学評価分科会と専門評価分科会、専門評価分科会間)

で異なる場合、大学評分科会の評価結果が重視され、各分科会の上部組織である「相互評価委員会」がそれを基に最終原案を決定し、理事会の承認が必要となっている。

水準による評定では、「3」を標準とし、水準の高い場合を「1」、低い場合を「5」として、同規模・同種の大学を念頭に置いて評定を行っている。ここでは、「勧告・助言を作成するうえでの判断基準」の各評価項目に基づき、5段階評定が行われる。例えば、学生の授業評価について組織的に行われてない場合、「助言」の問題点として指摘し、また一部の学部・学科等で組織的に行われている場合、全学的に行うよう参考意見で指摘する。その意味では、組織的かつ全学的に行われることが水準「3」と捉えられている。また「財政」評価では、私立大学における教育研究費比率が20%未満の場合に是正が勧告されるので、水準については、同比率20%がほぼ「3」と捉えられている。

(3) 実施大綱における“大学全体として”の評価システムは、認証評価の趣旨からして適切であるが、その方式が必ずしも明瞭ではないので今後検討が必要であろう。

”一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨公表する”ことについて、国公私学の総合大学や小規模私学等において部局によっては基準を満たさない項目がありうることであり、方式においていささか実際的でないように思える。

今後の改善の検討方向として、部局別専門評価と大学評価における認証評価基準の重点的な配置を行い、大学評価を中心に置いて、その上で両者を総合して大学全体の評価を行うことが考えられる。大学基準協会の評価はそのような方法に基いおり、最近における学際的な学部・大学院研究科の設置状況に対応できる柔軟な多数の専門評価分科会を毎年立ち上げている。

(4) 今後明らかにされるであろう大学機関別認証評価委員会（仮称）や評価チームの人選のあり方を明示されることが望ましい。会員制の大学基準協会の場合、会員大学代表者の互選が基本であることが明示されている。また今後、他の認証評価機関との評価メンバーの重複について、何らかの調整連絡措置が必要であろう。

(5) “選択的評価事項”の設置は大いに賛成である。今回は正課教育以外の教育サービスが対象とされているが、大学教育において、教えること (teaching) と学生自らが学内外で自ら学習すること (learning) が総合的に捉えるという国際的な趨勢の中で、選択的評価項目の弾力的な運用が必要と考えられる。今後

さらに正課教育における国際教育やキャリア教育分野などに拡大して、大学機関別認証評価が各大学にとって特色を出すものとなり、元気の出る評価となる工夫が望まれよう。

大学基準協会では、選択的評価区分「C群（共通選択）」を設け、大学・学部について48項目、大学院において34項目の主要点検・評価項目が設けられている。例えば、理念・目的・教育目標等の主要点検・評価項目について“それを検証する仕組みの導入状況”、“大学としての健全性・誠実性・教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況”、また教育研究体制における“任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況”、また大学院の研究指導等における“才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況”などが挙げられている。

（6）実施大綱において評価結果を広く社会に公表するとしていることについて、いま国公立大学の置かれている日本の現実的状況が充分踏まえられているのか懸念が残る。

運営交付金をはじめ必要な経費の5割以上を国費で賄われる国立大学法人や経費の多くの部分を地方自治体の負担によって賄われる公立大学と、必要経常経費の1割程度の国費助成を受ける私立大学に対して、公共財と民間財との係りにおいて、情報公開の一般原則と戦略的な守秘事項への一定の配慮が必要であろう。そのことは、基準4「学生の受け入れ」の基本的な観点4-3-1にある、“実入学者が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないか”、また基準10「財務」の基本的な観点10-1-2にある、“大学の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、経常的収入が確保されているか”などに係ってである。

（7）実施大綱において、基準を満たしていないと判断された評価事項に限定して“追評価”を行うとしていることは適切である。大学基準協会では、会員大学の相互援助と質保証の視点より、「勧告」と「問題として指摘すべき事項」が付された項目について、各大学は3年後に「改善報告書」を提出しなければならず、その改善の成否の判定は「相互評価委員会」での審査と理事会の承認が必要とされている。

（終）